

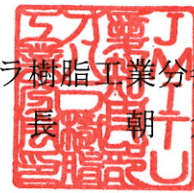
2021年 5月 10日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

J M I T U愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



賃金引上げに関する要求書（2）

当労組本年4月19日付「賃金引上げに関する要求書」に対し貴社から何らご回答を頂いておりません。繰り返し下記要求致しますので、積極的かつ速やかなご回答を求めます。

記

1 賃金引上げは、「会社賃金規程【第4章 昇給】・【第1条】昇給は毎年1回、4月21日より行う。」と定めており、会社賃金規程に沿った昇給をされるよう求めると共に、本年4月21日からの昇給金額についてのご回答を本年5月11日17時30分までに当労組分会宛て為されるよう重ねて要求致します。

2 賃金引上げは、2017年以降実施されていない為、既に要求している通り4年分を一括で、70,000円（17,500円×4年分）であります。呉々もこれを踏まえてご回答ください。

また、当労組本年4月26日付「次回団体交渉開催について（10）」に応えた団体交渉開催日の席上にて一時の誠意ある有額回答を為されるよう要求致します。

3 2020年12月21日開催の団体交渉席上で申し上げたように、貴社が就業規則、「会社賃金規程【第4章 昇給】・【第1条】昇給は毎年1回、4月21日より行う。」との定めを守って賃金の引上げを実施するまでの間は、当労組組合員や従業員に対して貴社就業規則の懲戒条項を一切適用されないよう求めます。

以 上